

国や県に代わって事務を受付

4月から市役所が窓口

住民ニーズが多様化している現代では、今までのように国が主導するのではなく、地域が個性を生かして実情やニーズに合った施策を展開することが必要です。そのため市では、国が持つ権限や財源を住民に近い市町村に移す「権限移譲」として、4月から国や県に代わって行政サービスを実施。市民のみなさんの利便性を図っていきます。

■問い合わせ先 経営企画課 ☎(36) 1192

主権は「国から地方へ」

国民がゆとりと豊かさを実感し、安心して暮らすことのできる社会の実現を目指し、地方分権改革を総合的・計画的に推進するため、平成18年12月15日に「地方分権改革推進法」が成立しました。この法律は、地方分権改革の推進について、基本理念や国と地方の責務、施策の基本的な事項を定め、必要な体制を整備するものです。その結果、この法律に基づいて国と地方の役割分担や国の関与のあり方を見直し、これに応じた税源配分など財政上の措置のあり方を検討するとともに、地方公共団体の行政体制の整備と確立を図ることとされました。

その後、地方分権改革は「地域主権改革」と形を変え、現在に至っています。

地域主権改革の一環「権限移譲」

地域主権改革は、「日本国憲法の理念の下に、住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的に総合的に広く担うように

としています。地域のことは地域に住む住民が責任を持って決めることで、活気に満ちた地域社会をつくっていくことを目指しています。

また、地域主権改革の全体像として次のように定めています。

①国と地方が、対等なパートナーシップの関係にあることを踏まえて、地域の自主的判断

を尊重しながら、国と地方が協働して「国のかたち」をつくる

②「補完性の原則」に基づき、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体に委ねることを基本とする

③住民に身近な基礎自治体を重視する

して実施される「権限移譲」は、国の持つ権限や財源を住民に近い市町村に移すことを進めていくというものです。

地域に即したサービスが可能に

権限移譲は、地域主権改革の理念を実現するため、住民に身近な行政サービスは住民に身近な市町村で処理できるようにするとともに、市町村が「自己完結型自治体」に転換することで個性豊かな地域の実情やニーズに合った施策を展開することが必要です。

4月1日(日)から移譲される主な事務は左表のとおりです。

●4月1日から移譲される主な事務

番号	移譲事務の概要	市の窓口
1	身体障害者相談員による相談対応、援助など（委託）	福祉課
2	知的障害者相談員による相談対応、援助など（委託）	福祉課
3	農地の権利移動許可など	農業委員会
4	家庭用品の販売業者に対する表示の指示、立入検査など	商工観光課
5	第二種社会福祉事業のうち隣保事業の届け出、立入検査など	人権対策課
6	ガス事業法に基づく販売事業者からの報告徴収など	商工観光課
7	電気用品安全法に基づく販売事業者からの報告徴収など	商工観光課
8	「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に基づく販売事業者からの報告徴収など	商工観光課
9	消費者生活用製品安全法に基づく販売事業者からの報告徴収など	商工観光課
10	緑地面積率にかかる地域準則の策定、特定工場新設の届け出受理など	定住化推進室
11	商店街整備計画、店舗集団化計画の認定など	商工観光課
12	土地区画整理事業施行地区内の建築行為の許可など	都市計画課
13	路外駐車場設置等の届け出受理、立入検査など	維持管理課
14	市が施行する住宅地区改良事業地区内の建築行為の許可、原状回復命令など	都市計画課
15	流通業務地区内の施設建設の許可、違反施設の移転命令など	都市計画課
16	都市計画の決定、都市計画施設区域や市街地開発事業施行区域内の建築許可、都市計画事業地内の建築の許可など	都市計画課
17	市街地再開発促進区域内の建築許可、第一種市街地再開発事業施行地区内の建築行為許可など	都市計画課
18	緑地保全地域での行為の規制、原状回復命令など	建設課
19	拠点整備促進区域内の建築行為の許可、原状回復命令など	都市計画課
20	賃貸住宅の供給計画の認定、報告徴収、改善命令など	建築課
21	被災市街地復興推進地域内の建築行為の許可、原状回復命令など	都市計画課
22	施行予定者が定められている防災都市計画施設区域内の建築許可など	都市計画課
23	マンション建替組合設立の認可、個人施行マンション建替事業の認可など	建築課
24	特定路外駐車場設置の届け出受理、基準適合命令など	維持管理課
25	騒音規制法に基づく規制地域の指定や騒音状況の常時監視など	生活環境課
26	悪臭防止法に基づく規制地域の指定や基準の設定など	生活環境課
27	振動規制法に基づく規制地域の指定や基準の設定など	生活環境課
28	騒音にかかる環境基準の地域類型の指定など	生活環境課

宗像市民講座
かわら版

福岡版

主催

(社)市民講座運営委員会
〒102-0071
東京都千代田区富士見1-6-1
フジビュートワー飯田橋9F

協賛

プロタイムズ 福岡北店
〒807-1307
福岡県鞍手郡鞍手町室木1054-2
☎0120-041-075 ☎0949-42-8072

塗装・リフォームに失敗しないための
市民講座「塗り替えセミナー」開催

工事後1年未満の
トラブルが3割を
超える！

(財)住宅リフォーム・紛争処理支援センターのまとめによれば1年未満で不具合が発生するケースが全体の34.2%と最も多くなっています。短期間に不具合が発生する原因は、そのほとんどが不良工事によるものです。

正しい知識が豊かな
生活を実現する

不良工事などでトラブルになった場合、そのトラブルを解消するためには工事業者との交渉など、多大なエネルギーが必要です。消費者をこうしたトラブルから守るには、消費者自身が正しい知識を身につけることです。「よくわからないから業者のいうとおりにした」「とりあえず、一番安い業者にした」など、消費者の品質や技術に無関心の姿勢が不良業者につける隙を与えます。あなたがほんの少し、正しい知識を持ち、工事の品質や技術に目を向けることで、安心して工事を任せられる優良な業者を選ぶことができるのです。

手抜き工事は簡単
にはわからない！

塗装工事の品質は使用する塗料のグレードはもとより、工事をする職人の知識や技術、手間を惜しまない工事への姿勢などで大きく左右されます。手抜き工事は見た目だけではわかりません。消費者に分かるにくいのをいいことに、平気で手抜き工事をする不良業者が、消費者と業者との信頼関係を崩していきます。

塗装・リフォームで
失敗しないために

市民講座「塗り替えセミナー」では、(社)市民講座運営委員会認定講師の



(社)市民講座運営委員会
認定講師
講師 福本満寿男
〈外装劣化調査診断士〉



講座内容

- トラブルが発生する原因
- 建物の劣化の特性
- 塗料の種類と特徴
- 色の決め方
- 施工業者の選び方
- 施工品質のチェック

3月22日(木)
3月24日(土)
10:00～12:00
宗像ユリックス
会議室8

宗像市久原 400 番地



参加費無料(要予約)

お電話でお申し込みください。

☎0120-041-075

プロタイムズ福岡北店
電話受付 /9:00～19:00